

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 12 月 16 日 14 : 45 閉会 平成 26 年 12 月 16 日 16 : 00
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田恵二（副議長）
6 職務出席者	鈴木道男（議長） 議会事務局長、書記
7 説明員	
8 付議事件	第 1 定例会の検証 第 2 会議等への欠席に関する取扱いについて 第 3 議会だより一般質問原稿の作成について
9 議事の経過	<p>副委員長開会 委員長あいさつ 第 1 定例会の検証 委員長：定例会検証を行う。6 議員の一般質問があったそれについて意見を求める。 （「一般質問の資料がない」という人あり。） 委員長：暫時休憩する。 （休憩） 委員長：再開する。 小林委員：執行側に「お願い」が多かった。 委員長：同感である。「お願いします」などは不適切な発言とはまた違うが、好ましくない。 小林委員：あくまでも質問なので注意すべき。 鈴木孝則委員：それは議員必携にも書いてある。中心市街地関係の質問において通告内容 と質問がかなり離れていた。通告内での質問厳守が必要。 小林委員：乗合タクシーの答弁において、結果として課長が訂正したが、通告しているの であるからよく調べておいてほしい。産業祭の経済効果の質問においても、80 店舗が出店 と答弁した。当日数えたが 40 数店舗であった。テント数は、あったのかもしれないが 1 出店者が何張りもテントを使ったのか 80 店舗はなかった。通告しているのだから正確な数 字を答弁すべきである。 鈴木幸江委員：時間の使い方は良かったと思う。 委員長：気が付いた点を述べる。 議長から再三注意を受けたにもかかわらずそのまま質問を続けた。これは気を付けていた だきたい。答弁しているにも関わらず再度同じ質問をしている例があった。また、先に述 べたとおり「お願い」が多かった。各議員に見受けられたので今後注意していただきたい。</p>

委員長：そのほかあるか。

鈴木幸江委員：会期中の所管事務調査の効果があつた。単なる事業の説明などの質問がなかった。今後もこのようなスタイルを進めてほしい。

議長：一議員の一般質問に対して再三注意した。今後このようなことがあれば発言を中止又は退場させる方針である。

副議長：議場内では議長の注意には従うべき。

委員長：ほかになれば次に移る。一般質問に対しては、質問内容を明確にし、また、町の答弁も正確なものとするようしていきたい。

第2 会議等への欠席に関する取扱いについて

委員長：素案を事務局に説明させる。

(事務局長 説明)

委員長：質疑・意見はあるか。

小林委員：この案でいいと思う。全協で意見があつた組内の葬儀に関してはその地域の慣行もある。難しい。規定に入れる内容ではない。

割貝委員：組内の件は難しい。案はこれでいいと思う。

鈴木幸江委員：素案は良い。遅刻早退はどのようになるか。

事務局：本会議では届出している。

鈴木孝則委員：素案でいいと思う。組内については葬儀当日代わりがない場合はやむを得ない。議長判断ではどうか。「体調が悪いから」を欠席理由にしている例がある。範囲が広すぎる。体調不良と言って車を運転しているなどの例もある。このような理由はどうかと思う。

委員長：素案でよいという方が多かつた。組内の扱いは規定に入れなくてという意見、議長判断という意見があつた。

小林委員：「議長の判断を仰ぐ」的な項目を設け、明確に是非の判断が難しい場合は議長が決定することでよいと思う。組内という内容は入れなくて。

鈴木幸江委員：賛成である。その他の理由として柔軟性を求めることは良いと思う。

割貝委員：よい。

副議長：よい。

委員長：認められる理由にそのような項目を入れるということであるが、事務局はどう考えるか。

事務局：本会議に限らず委員会、全協等についても欠席届をするということなので、会議規則及び各種規程にその旨規定することになる。しかし、欠席理由の是非を規則に定めることは難しいと思う。申し合わせとか議員間の共通理解ということになる。議長判断ということも出されているが、理由がどうあれ議長が欠席を認めないということではできない。あくまでも届出制である。ただし、虚偽の届け出により欠席した場合は、議員の品格にかかわることなので内容によっては懲罰的なことも出てくるのではないかと思う。いずれにせよ、欠席理由は場合によって議運で協議すべきものとなろう。

委員長：この素案でいいのか。

議長：議長判断との意見もあったので発言する。組内の葬儀などで欠席との話があったがそうすべきでないと思う。それを認める、認めないの話ではない。欠席理由にならないことは当たり前のことだと考える。議長判断というが、その場合認めないとするしかない。その点を考えてもらいたい。

また、欠席理由の厳格化を図る上でも理由は公表すべきである。住民の審判を得る方向がよいと思う。

委員長：その都度の判断によらざるをえないのではないか。

小林委員：本会議では組内の葬儀が理由で欠席とは認められないのではないか。本会議だけは。

副議長：欠席早退遅刻は届けるよう文書化する。また、委員長が欠席した場合は別扱いにすることも必要でないか。組内の件は地域ごとに扱いが異なる。もう一度検討していただきたい。

体調が悪いという理由、資料末に書いている欠席理由に関しその範囲を検討していただきたい。

小林委員：範囲の限定は難しい。最終的判断は議長である。議運ではこれ以上決められない。

委員長：組内の件は規定しないこととし、その事例があった場合、不都合な点があったときその都度検討したい。

副議長：議運とは何のためにあるか考えていただきたい。議長責任で決めるということと議運の役割を考えていただきたい。最終的に議長は分かるが、議運で協議しているわけなのでもう少し煮詰めなければならない。

割目委員：組内に関しては明文化しないことしかない。その都度事例に応じて検討し、改善していくしかないと思う。

委員長：とりあえずこの素案で取り決めを行うこと。「なんでも議長でいいのか」との話もあったが、議運でも決められない。これから具体化したとき協議する。

小林委員：欠席届は議長に対して行うので議長が判断することになる。議運では判断できない。議長が判断してだれだれがこういう理由で欠席であると報告する。その理由が認められないときは無断欠席になるということだ。議員がふれることはできない。

鈴木孝則委員：議長は届出を受ける。その後その件に関し議運が判断することでもいいのでは。

議長：欠席理由に「自ら行わないと重大な損害を被る場合」とある。これも議長の判断による場合に入れることではどうか。

委員長：事務局長はどうか。

事務局：ただ今の項目を削り、「その他議長が認めるとき」としたほうがよいか。

鈴木孝則委員：体調不良の範囲はどうするか。

委員長：資料には診断書とあるが、長期の場合を除きそこまでは不要。1日程度の場合はそれなりの理由であればそれ以上詳細を求める必要はないと思う。

小林委員：体調不良に関しては、あまり深く協議しなくてもよいと思う。

委員長：素案を議運の案としてよいか。

鈴木幸江委員：虚偽の届け出の場合は懲罰とかが出てくると事務局が言ったがどのように取り扱うのか。

事務局：欠席が妥当と認められない場合であっても欠席を止めることはできない。そのようなこともありうる。欠席即罰則はできない。理由を明らかにしないで何度も欠席するとか、虚偽の届け出をするとかであれば罰則などがあるかもしれないが通常はできないと思う。ただ、議員の役割として会議の出席は当然のことなのでそれを前提とした決めしかできないのではないかと。欠席の理由に関しては、議員自らが判断し、その審判を町民に仰ぐしかないと思う。先ほど、議長が欠席届の公表と云ったがまさにそのことによって自らを律することがよいのではないかと。先ほど懲罰に言及したがそれはその先のことである。

鈴木幸江委員：欠席届の公表はやるべきと考える。それも協議すべき。

委員長：本日は、欠席の取扱いに関して協議する。その点は次回以降協議したい。

委員長：欠席に関しての取扱いは素案のとおりでよいか。今後全協の意見も聞いて決定したい。

（全員異議なし）

小林委員：欠席に関しその他として発言したい。

委員長：許可する。

小林委員：議長の公務の欠席である。各種会合にあたっての欠席はどのように扱っているのか。これまで議長代理として数回出席した。議長の欠席については事務的にどうなっているのか。

事務局：議長が各種会合に出席するのは議会を代表しての行為であって会議規則によるところではない。また、出席義務を課せられたものでもない。その多くは招待である。今協議した欠席に関する事は、会議規則に定められた会議であって、それは招集されて出席する。したがって、議員としての義務である。招待されて出席する各種会合と招集されて行く会議とはおのずと性格が異なる。各種会合への出席は議会として有益と判断して議長が議会を代表して出席するが、議長が都合がつかないときは副議長、副議長も都合が悪いときは所管委員長というようにできるだけ議会として出席するようにしている。

小林委員：そのことは初めて分かった。議長は全責任をもって各種会合に出席すべきなのに出席しなかったことは、たとえ適正な理由があつたとしても議長は專業に近いので議長報酬を返納すべきと思う。

委員長：その発言はここですべきものではない。

議長：代理をお願いするのは公務が重なった場合である。私的都合での欠席はあまりない。招待による出席と会議の出席とは異なるので考え違いのないようにしてほしい。

委員長：日程第2をこれで終わる。

第3 議会だより一般質問原稿の作成について

委員長：日程第3は小林議員が議会だより一般質問の原稿を出さないということである。

小林議員に除斥を求める。

(小林議員除斥)

委員長：一般質問の原稿を発言者が作成することは規則にあるのか。

事務局：規則等はない。広報委員会からのお願いということで各議員に周知している。

委員長：説明のあったとおりであるが、小林議員はこれまで原稿作成したことがあるのか。

事務局：担当してからの記憶はない。

鈴木幸江委員：出された記憶はない。以前は、議会だよりに掲載していなかったが、本人の了解を得て1度だけ委員会で原稿作成したことがある。広報委員会では代筆までして掲載する必要はないとの意見が多かった。議会モニターからは一般質問したのになぜ載せないのかとの意見が寄せられている。委員会では、通告内容だけ掲載してはどうかの話になっている。

委員長：原稿作成のとき小林議員はどうだったのか。

鈴木幸江委員：「書く気はないが掲載は良い。」内容も広報委員会に任せるとのことであった。

議長：かなり前は、広報委員会で編集していた。その後、質問者自身が原稿を作るようになってからは掲載していないと思う。

委員長：本人は絶対書かないといっている。規約的なものもない。これまでも原稿を書かないできた。このようなことを考えると、この件は多数決で決めるものではないと思う。

割貝委員：本人が書かないというのでそのままよいと思う。「字数制限されているので一般質問を正しく表現できない。」という話を本人から聞いたことがある。通常であれば、自分でやった一般質問を載せてほしいというのが普通であるが、彼はそうではない。

鈴木幸江委員：本人から「俺は書かない。書くなら通告内容だけでいいのでは」と言われている。

鈴木孝則委員：本人の意思を尊重すべき。

割貝委員：掲載順は、最後になるのか。原稿を書かない人は、最後に項目だけ掲載すればよいと思う。

委員長：本人が出さないのに、質問内容も出すのはいかがか。

鈴木幸江委員：通告内容だけは載せることになると思う。順番は編集上の制約も出てくるかもしれない。

委員長：編集に関することは広報委員会で決定してほしい。これからの対応はどうか。小林議員への対応をどうするか。このような例を作ってしまった以上今更書けといっても本人は書かないと思う。議運としては、書かなくていいとは言えないが今回は項目だけを載せるということでどうか。議長はどうか。

議長：先の全協の中で4人の議員から問題提起されている。それに沿って協議していただきたい。

鈴木孝則委員：小林議員に原稿を書いてほしいと要望するしかないと思う。結果は、本人に任せるしかない。全協への説明は、「本人に書くよう要請したが、本人の意思に任せるしかない。」とするしかない。

委員長：「できる限りこれから書いてほしい。」と本人に伝えることにしたい。委員長が口

頭で伝える。全協は開催時に報告する。

(全員異議なし)

(除斥解除 小林委員再入場)

委員長：小林委員に申しあげる。この件に関しては本人の意思を尊重することに決した。これから、議会だよりに出したいということであれば原稿を書いていただくということである。

小林委員：広報に出す、出さないは議員個人の問題。書かないと言ったら書かない。

委員長：そのほか無いようなのでこれで終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長